

○豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱

平成26年3月6日

決裁

改正 平成27年3月30日

平成28年3月25日

平成29年5月26日

平成30年7月19日

平成31年4月26日

(目的)

第1条 この要綱は、民間の旧基準住宅及び建築物の耐震診断又は耐震改修工事を実施する者に対して、予算の範囲内において豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとし、地震発生時における住宅及び建築物の倒壊等被害の程度を想定し、また住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、もって震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。ただし、国、地方公共団体その他財団法人、独立行政法人等公の機関及びそれに相当する機関が所有又は管理するものは除く。

- (1) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工したものをいう。
- (2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であって、持家又は貸家の別を問わない。
- (3) 非木造住宅 豊明市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成26年3月3日決裁）に該当する木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) 大規模共同住宅（マンション） 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上かつ地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 避難路等 第2次豊明市耐震改修促進計画（平成27年3月策定）にて指定されている緊急輸送路、防災上重要な避難路、その他地震発生時

に通行を確保すべき道路をいう。

- (6) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物をいう。
- (7) 通行障害特定既存耐震不適格建築物 特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物（以下「通行障害建築物」という。）をいう。ただし、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号に記載する避難路等沿道の建築物は除く。
- (8) 特殊な構造 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定による認定及び同法第68条の10に規定する形式適合認定又は旧建設大臣による工業化住宅性能認定を受けたプレハブ工法により建築された住宅をいう。
- (9) 耐震診断者 住宅及び建築物の地震に対する安全性を評価する者で建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する2級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士であるもの
- (10) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示による基本的な方針」という。）（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1建築物の耐震診断の指針に基づき、住宅及び建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に診断し評価することをいう。
- (11) 耐震診断判定 耐震診断の結果に対して、第三者機関の審査を経てその妥当性の判定を行うことをいう。
- (12) 耐震改修設計 建築士が、告示による基本的な方針別添第2建築物の耐震改修の指針に基づき、地震に対する安全な構造となるよう設計することをいう。
- (13) 耐震改修工事 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたものについて、耐震改修設計に基づき実施する工事をいう。

(14) 施行者 所有者（区分所有された共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。））その他市長が同等と認める者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 豊明市内に存在する旧基準の非木造住宅、大規模共同住宅又は特定既存耐震不適格建築物（ただし、特殊な構造の場合は除く。）の施行者であること。

(2) 市税の滞納をしていない施行者であること。（管理組合にあつては、その代表者に市税の滞納がないこと。）

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法に違反していない施行者であること。

(4) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者若しくは団体でないこと。

（補助対象建築物）

第4条 補助の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 豊明市内に存在する旧基準の非木造住宅、大規模共同住宅又は特定既存耐震不適格建築物（ただし、特殊な構造の場合は除く。）であること。

(2) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成31年3月29日国官会第24306号。以下「社資本要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章イ—16—（12）—①の4第1項から第3項に適合していること。

(3) 愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日31住計第67号）第2編第3第2号、第3号及び第6号ウに適合していること。

(4) 区分所有された共同住宅については、管理組合で合意形成が得られていること。

(5) 建物所有者と居住者が異なる場合、所有権等を有する者全員の同意

が得られていること。

(6) 過去にこの要綱に基づく、次のいずれかの補助金の交付を受けていないこと。

ア 非木造住宅又は建築物耐震診断の場合、当該非木造住宅又は建築物の耐震診断若しくは当該非木造住宅の耐震改修費補助金

イ 非木造住宅・建築物耐震改修工事の場合、当該非木造住宅の耐震改修費補助金

(その他補助対象要件)

第5条 補助の対象事業は、次の各号のいずれかに該当する要件を満たすものとする。

(1) 耐震診断は、愛知県耐震改修促進法に係る認定に関する要綱（平成27年2月3日26住計第459号。以下「認定要綱」という。）第3条第5項に規定する、専門的機能を有すると知事が認めた機関（以下「専門機関」という。）において耐震診断判定を受けること。なお、診断にあたっては、各専門機関内に設置されている耐震判定を実施する委員会等の方針に従うこと。ただし、非木造住宅のうち一戸建ての住宅の場合は、この限りではない。

(2) 耐震改修設計において、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 耐震診断の結果が前号ただし書きに規定する木造住宅は告示による基本的な方針の別表第1（一）又は同表（二）、それ以外の住宅は同別表第6（一）又は同表（二）であること。

イ 耐震改修後の指標を、前号ただし書きに規定する木造住宅は告示による基本的な方針別表第1（三）、それ以外の住宅は同別表第6（三）となるよう設計すること。

ウ 専門機関における耐震改修計画の評定又は認定要綱に基づく所管行政庁である愛知県耐震改修促進法に係る認定を受けること。

(3) 耐震改修工事は、住宅において前号ウの評定又は認定を受けた設計に基づくものとする。

(事前相談)

第6条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ豊明

市非木造住宅・建築物耐震診断費補助事業事前相談書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前相談書には、旧基準の住宅又は建築物であることを証明するものとして次のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 固定資産税家屋評価証明書
- (4) 避難路等沿道の建築物の場合は、その敷地が接する道路からの離隔及び建物の高さを示す図面
(事業計画)

第7条 耐震改修の補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費補助事業計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 補助対象等を表示した図面
- (4) 事業内容を示す書類
- (5) 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機関係図
- (6) 現況写真（撮影位置を図示すること。）
- (7) 管理組合の場合、組合同規約及び耐震改修設計の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (8) 建物所有者と居住者が異なる場合、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (9) 当該建築物等の耐震診断の結果を示すもの
- (10) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助の適用を決定し、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費補助事業適用通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第8条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び

補助金の交付額は、耐震診断においては別表第1、耐震改修については別表第2—1及び別表第2—2のとおりとし、補助金の交付額は別表第1に規定する限度額内で市長が認める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第9条 補助金の交付を受ける者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断事業

- ア 第6条の事前相談書の写し(市が受理をした証のあるもの)
- イ 耐震診断経費の見積書
- ウ 案内図、配置図及び各階平面図
- エ 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施に関する議決書又はこれに代わるもの
- オ 建物所有者と居住者が異なる場合、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- カ 耐震診断者の建築士免許証及び登録耐震診断資格者修了証等の写し
- キ その他市長が必要と認めるもの

(2) 耐震改修事業

- ア 耐震改修工事の見積書
- イ 耐震診断結果報告書の写し(現状及び改修後の構造耐震指標が確認できるもの)
- ウ 耐震改修計画評定書の写し
- エ 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し
- オ 補助金算出明細書(様式第5号)
- カ その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第10条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により

通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知するときにおいて、必要に応じて当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第11条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が耐震診断費補助事業又は耐震改修費補助事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業着手届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業に係る契約書の写し
- (2) 当該事業連絡者一覧表（様式第8号）
- (3) 工程表（耐震改修費補助事業のみ）

- 2 前項の規定による書類は、前条の補助金の交付決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(地位の承継)

第12条 補助事業者が死亡した場合又は破産等やむを得ない事情により、その地位を承継する場合において、補助事業者の承継人となる第三者が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査)

第13条 耐震改修の補助事業者は、市長が指定する工程に達する時点で、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修補助事業中間検査申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該耐震改修事業が適切に実施されているか、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修事業が適切に行われていないと認める場合は、当該耐震改修事業が適切に実施されるよう指導するものとする。この場合において、当該補助事業者が指導に従わないときは、

補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第14条 補助事業者は補助事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるときは、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金変更承認申請書(様式第10号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がないときには、変更の内容が判別できる書類の添付により、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業変更届(様式第11号)の提出に代えることができる。

(1) 変更後の見積書の写し

(2) 変更契約書

(3) 変更図面等変更内容を判別できる書類

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を適当と認めたときは補助金の交付変更を決定し、その旨を豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金変更通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助事業の中止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業中止届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めた場合は、決定内容に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に従わない場合は、補助事業者に対して補助事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業完了実績報告書（様式第14号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断補助事業

- ア 耐震診断結果報告概要書（様式第15号）
- イ 耐震診断判定書（一式）の写し
- ウ 平面図、伏図及び軸組図
- エ 領収書の写し及び内訳を示す書類（当該診断業者が発行したもの）
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 耐震改修補助事業

- ア 領収書の写し及び内訳を示す書類（当該施工業者等が発行したもの）
- イ 工事しゅん工図
- ウ 工事写真（耐震改修工事の範囲で、施工個所ごとに工事着手前、工事施工中及び工事完了時が確認できるもの）

(3) その他市長が必要と認めるもの

（是正のための措置）

第18条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

2 市長は、前項の規定による検査により不備が判明した場合は、検査結果不備事項通知書（様式第16号）により通知するものとする。

3 市長は、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、これらを適合させるための措置を取るよう補助事業者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第19条 市長は、実績報告書を受領し、報告内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金確定通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第20条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 第17条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) 第18条の規定による措置を行わないとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第22条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付その他については、豊明市補助金等交付規則(昭和48年豊明市規則第34号)によるものとする。

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月26日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年4月26日から適用する。

附 則（平成30年7月19日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第8条関係）

補助対象経費	豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第5条第2号に規定する耐震診断に要する経費
補助金の限度額	次に掲げる額とする。 1 一戸建て非木造住宅 非木造住宅の耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う額又は1戸あたり134,000円のうちいずれか低い額の3分の2とする。 2 一戸建て以外非木造住宅、特定既存耐震不適格建築物又は防災上重要な建築物 非木造住宅の耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う額又は次に掲げる額の合計のうちいずれか低い額とする。 (1) 各部分の延べ面積に応じ算出したアからウの合計額の3分の2の額 ア 延べ面積1,000平方メートル以内の部分の延べ面積に1平方メートル当たり3,600円を乗じて得た額以内 イ 延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分の延べ面積に1平方メートル当たり1,540円を乗じて得た額以内 ウ 延べ面積2,000平方メートルを超える部分の延べ面積に1平方メートル当たり1,030円を乗じて得た額以内

	(2) 耐震診断判定に要する経費で専門機関に支払う額 (3) 設計図書の復元に要する経費
補助金の交付額	次に掲げる額とする。 1 一戸建て非木造住宅 補助金の限度額とする。 2 一戸建て以外非木造住宅、特定既存耐震不適格建築物又は防災上重要な建築物 補助金の限度額とする。ただし、1棟あたりの上限額は120万円とし、通行障害特定既存耐震不適格建築物にあつては、上限額180万円とする。

別表第2-1 (非木造住宅・大規模共同住宅) (第8条関係)

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事等
調査	・耐震精密診断	・地盤調査	
耐震改修計画の作成等		・改修設計 ・工事監理	・耐震改修計画評定に関わる費用
構造耐震指標 (Iw又はIs) 又は保有水平耐力に係る指標 (q) の評価を向上させることを目的とした工事	・く体工事 (鉄骨工事、鉄筋工事、コンクリート工事、屋根工事等) ・基礎工事 (土工事を含む) ・既設部分の撤去工事 (建築設備を除く。)		・仮設工事 ・既設部分の撤去工事 (建築設備のみ) ・撤去部分の復旧工事 (建築設備を含む)
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2-2 (非木造住宅・大規模共同住宅) (第8条関係)

補助対象経費	第5条第3号に規定する耐震改修に要する経費
--------	-----------------------

補助金の限度額	<p>戸あたりの限度額は、それぞれ次に掲げる額とする。ただし、共同住宅又は長屋においては、耐震改修に要した費用（耐震補強工事費、改修設計費及び附帯工事費の合計額）をその戸数で除した額の3分の1を上限とする。</p> <p>1 非木造住宅（大規模共同住宅を除く）の場合、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>（1）耐震補強工事費（附帯工事費を含む。）に対する補助は、90万円又は耐震補強工事費の8/10に90/100を乗じた額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>（2）改修に係る設計監理費に対する補助は、10万円又は耐震補強工事費の8/10に10/100を乗じた額のいずれか低い額を限度とする。（ただし、設計監理に要する費用を超えない額とする。）</p> <p>2 大規模共同住宅の場合、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>（1）耐震補強工事は、延べ床面積1平方メートルあたり48,700円、その他、社会資本要綱附属第Ⅱ編第1章イ―16―(12)―①の4にある単価を乗じた額の23%をその戸数で除した額又は80万円のいずれか低い額</p> <p>（2）改修設計費の3分の2をその戸数で除した額又は10万円のいずれか低い額</p> <p>（3）附帯工事費をその戸数で除した額又は80万円のいずれか低い額とし、また、（1）との合計額が80万円を超えるときは、80万円から（1）の額を減じた額。</p>
補助金の交付額	<p>補助金の限度額に戸数を乗じた金額から、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額（区分所有住宅にあつては、当該住戸ごとの当該特別控除の額の合計額）を差し引いた額</p>

様式第1号（第6条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震診断費補助事業事前相談書

年 月 日

豊明市長 殿

相談者 千
住 所
氏 名 印
電 話

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記建築物の耐震診断費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出いたします。

記

建築物の概要

建物名称	
所在地	豊明市
建築時期	年 月 旧基準の証明 <input type="checkbox"/> (1) ・ <input type="checkbox"/> (2) ・ <input type="checkbox"/> (3)
形態	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 （ <input type="checkbox"/> 持家・ <input type="checkbox"/> 借家 ） <input type="checkbox"/> 非戸建住宅 （ <input type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> 賃貸・ <input type="checkbox"/> 分譲 ） 戸 <input type="checkbox"/> 住宅・建築物 （ <input type="checkbox"/> 特定既存耐震不適格・ <input type="checkbox"/> その他 ） ※兼用住宅や複合用途建築物については主要用途とする。
構造	<input type="checkbox"/> RC造・ <input type="checkbox"/> S造 ・ <input type="checkbox"/> SRC造・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
規模	・階数 地上 階、地下 階 ・延べ面積 m ² （うち住宅部分 m ² ） ・避難路等沿道直近部分の当該建築物の高さ m ・避難路等沿道の道路境界線から当該建築物直近部分までの距離（最狭部） m
備考	

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

様式第2号（第7条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費補助事業計画書

年 月 日

豊明市長 殿

事業計画者 千

住 所

氏 名

印

電 話

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記建築物の耐震改修費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出いたします。

記

1 建築物及び敷地に関する事項

補助事業の名称			
建 物 名 称			
所 在 地	豊明市		
敷地等面積	㎡		
用途地域		防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定無
指定容積率	%	道路の種類	42条 項 号
建築面積	㎡	道路幅員	m
延べ面積	㎡	容積対象床面積	㎡
階 数	地上 階、地下 階		
構 造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> RC造・ <input type="checkbox"/> S造・ <input type="checkbox"/> SRC造・ <input type="checkbox"/> ()		

形 態		<input type="checkbox"/> 戸建て住宅（ <input type="checkbox"/> 持家・ <input type="checkbox"/> 借家） <input type="checkbox"/> 非戸建住宅（ <input type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> 賃貸・ <input type="checkbox"/> 分譲） 住宅戸数 戸、その他戸数 戸 ※兼用住宅や複合用途建築物については住宅が主要用途の場合のみとする。	
履 歴	建築確認	<input type="checkbox"/> 新築 年 月 日付 第 号	<input type="checkbox"/> 増築等 年 月 日付 第 号
	検査済証	年 月 日付 第 号	年 月 日付 第 号

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

2 非木造住宅の耐震改修補助事業の内容

(1) 耐震改修補助事業の要件

耐震改修計画評定	年 月 日 評定（予定）	
耐震改修促進法の認定	年 月 日 認定（予定）	
地 域 要 件	（避難路等以外の）住宅については要件無し	
建 物 要 件	（避難路等以外の）住宅については要件無し	
用 途 別 床 面 積	住宅	その他（ ）
	m ²	m ²
区 分 所 有 者 等	<input type="checkbox"/> 区分所有者又は賃借権者で、転貸していない者の合計が10人以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	
そ の 他 特 記 事 項		

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

(2) 耐震改修補助事業の内容（戸建て住宅は不要）

柱・壁等の改修	部 位	箇所数等	補強・増設・改善等の概要
補 強	<input type="checkbox"/> 柱	本	
	<input type="checkbox"/> 壁	m	
	<input type="checkbox"/> 梁	本	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

	増設	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> その他 ()	本 m 本	
構造耐力上主要な部分の改修	配置の状況			
	靱性を持つための措置			
	接合部の措置			
	基礎の状況			
	錆止め、防錆、防蟻のための措置			
	その他			
非構造体、建築設備等の改修 (指示構造部との緊結方法)	屋根葺き材、高架水槽、給排水等の配管設備、冷却塔設備等			
エレベーターの補強	箇所			
その他				

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。
なお、各内容の詳細については別添資料による

3 耐震改修補助事業全体の資金計画（戸建て住宅は不要）（単位：千円）

項 目		全体金額	当初 年度	次年度	3年目 以降	備 考
支 出	①					
	②					
	③					
	④借入金利子					
	⑤事務費					
	⑥その他()					
	上記①から⑥の合計					
収 入	①補助金					
	②権利者自己負担金					
	③借入金					
	④その他()					
	上記①から④の合計					

消費税を含む

4 耐震改修補助事業 工程表（戸建て住宅は不要）

着手の予定年月日 年 月 日

完了の予定年月日 年 月 日

項 目	年 度	年 度		
		当 初 年 度	次 年 度	3 年 目

耐震改修補助事業については、バーチャート工程表で表してください。

様式第3号（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業適用通知書

年 月 日に提出されました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業計画書の内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
申 請 者 氏 名	
適 用 の 決 定	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 不適用 主たる理由：

様式第4号（第9条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付申請書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 千

住 所

氏 名

印

電 話

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 (工事名称： 工事)
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
対象経費の額	金 円
交付申請額	金 円

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

注) 対象経費の額とは、補助対象建築物のいずれかの補助事業に要する経費で、原則見積書の額です。

1 補助対象建築物の概要

建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
形 態	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅（ <input type="checkbox"/> 持家・ <input type="checkbox"/> 借家） <input type="checkbox"/> 非戸建住宅（ <input type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> 賃貸・ <input type="checkbox"/> 分譲） 住宅戸数 戸、その他戸数 戸 <input type="checkbox"/> 住宅・建築物（ <input type="checkbox"/> 特定既存耐震不適格・ <input type="checkbox"/> その他） ※兼用住宅や複合用途建築物については住宅が主要用途の場合のみとする。
構 造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> RC造・ <input type="checkbox"/> S造・ <input type="checkbox"/> SRC造・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
階 数	地上 階、地下 階
面 積	延べ面積 m²
	住宅部分の面積 m²
	住宅以外の面積 m²
建 築 時 期	年 月（ <input type="checkbox"/> 着工・ <input type="checkbox"/> 完成）

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

2 当該業務担当者

(1) 耐震診断者

事 務 所 名 称	
氏 名	
所 在 地	
電 話 番 号	()
事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録番号第 号 年 月 日 登録

(2) 建築士等登録

建築士氏名	
建築士登録番号	() 級建築士 第 号
登録資格者講習 修了証番号	
その他定める者	() 大臣登録 号

(3) 耐震改修工事契約者

会社等名称	
氏名	
所在地	
電話番号	()
建設業の許可	() 第 号

3 住民登録及び市税納税確認

私は、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付申請に係る住民基本台帳及び納税状況の閲覧に関して同意します。

(賃貸住宅の場合は、借入人の住民基本台帳の閲覧の同意を必要とする)

年 月 日

住所

氏名

印

様式第5号(第9条関係)

補助金算出明細書

1 耐震事業に関する事業費算出内訳

項 目	補助対象 延床面積	当該事業に 要する費用	補助対象 事業費	補助 率	交付申請費
耐震改修事業	m ²				
今回交付申請額					
既交付決定額					
変更増減額					

(注1) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段括弧書きすること。

(注2) 事業費内訳については、別紙記載とし添付すること。

2 耐震補強等工事費の内訳

延べ面積 (A)	m ²
事業費限度額単価 (B)	円/m ²
補助対象事業費限度額 (C) C = A × B	円
耐震補強等工事費 (D)	円
補助対象事業費 (E) C > D のときは D、C ≤ D のときは C	円
補助基本額 (F) F = E × 0.23	円
当該年度の耐震補強等工事 事業費 (G)	円
当該年度の補助基本額 (H) H = F × G ÷ D	円
当該年度の補助申請額 (I) I = H × 2 ÷ 3	千円

様式第6号（第10条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建物名称	
所在地	豊明市
申請者氏名	
補助金交付決定額	<input type="checkbox"/> 次のとおり決定します。 金 円 <input type="checkbox"/> 次の理由により、交付申請を却下します。
付記する条件	

注) 補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

様式第7号（第11条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業着手届

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 千
住 所
氏 名 印
電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定通知
のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記
のとおり着手しましたので、届け出ます。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断 (<input type="checkbox"/> 通行障害建築物) <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断 (<input type="checkbox"/> 通行障害建築物) <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 (工事名称： 工事)
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
着 手 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

様式第8号（第11条関係）

当該事業連絡者一覧表

（1）耐震診断者

事務所名称	
氏名	
所在地	
電話番号	()
事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録番号第 号 年 月 日 登録

（2）建築士等登録

建築士氏名	
建築士登録番号	
登録資格者講習 修了証番号	
その他定める者	() 大臣登録 号

（3）予定している耐震診断判定のための第三者機関

機関名称	
------	--

（4）耐震改修工事契約者

会社等名称	
氏名	
所在地	
電話番号	()
建設業の許可	() 第 号
当該工事担当者	

様式第9号（第13条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修補助事業中間検査申請書

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 氏
住 所
氏 名 印
電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定通知
のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記
のとおり中間検査を受検したいので、関係書類を添えて提出いたします。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 (工事名称： 工事)
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
検 査 内 容	
検 査 予 定 日	年 月 日
備 考	

様式第10号（第14条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金変更承認申請書

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 〒
住 所
氏 名 印
電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定通知
のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記
のとおり内容を変更したいので、関係書類を添えて提出いたします。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
変 更 理 由	

変 更 内 容	
補助金変更申請額	(当初交付決定額 金 円) 金 円

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

様式第11号（第14条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業変更届

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 氏

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定通知
のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記
のとおり内容を変更したいので、関係書類を添えて提出いたします。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
変 更 理 由	
変 更 の 場 合 そ の 内 容	

様式第12号（第14条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金変更通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金の交付について、下記のとおり変更を決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 (工事名称： 工事)
建物名称	
所在地	豊明市
交付決定番号年月日	年 月 日付 指令 第 号
補助事業者氏名	
補助金変更決定額	<input type="checkbox"/> 次のとおり決定します。 (当初交付決定額 金 円) 金 円 <input type="checkbox"/> 次の理由により、変更承認申請を却下します。
付記する条件	

注) 補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

様式第13号（第15条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業中止届

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 氏

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定通知
のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記
のとおり中止したいので、届け出ます。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
中 止 の 理 由	

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

様式第14号（第17条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業完了実績報告書

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 氏

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付 指令 第 号により交付決定のありました豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添えて提出いたします。

この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
完 了 予 定 日	年 月 日

上記表中の□については、該当するものにレ点等印をつけてください。

(工事の場合のみ記入)

当該工事は、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助事業として適正に履行され完了したことを確認しました。

確 認 年 月 日	年 月 日
工事完了確認者	印
建築士登録番号	() 建築士 () 登録第 号

様式第15号（第17条関係）

1 耐震診断結果報告概要書

建 物 概 要	名 称	
	用途・形態	
	構 造	
	規 模	地上 階、地下 階 延べ面積 m ²
	建 築 年	昭和 年 月
構造部材強度	(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力その他)	
耐震診断の方針		
建築物の性質		
診断結果の概要		
総 合 所 見		

2 耐震診断内容の確認

耐震診断内容は、妥当であると判断しました。

建 築 士 氏 名	印		
建築士登録番号	() 建築士	() 登録第	号
建設業許可番号	()	第	号
登録資格者講習 修 了 証			
その他定める者	()	大臣登録	号

様式第16号（第18条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき検査した結果、
不備が判明したので速やかに改善するよう通知します。

なお、不備事項の改善を行わない場合は、豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第18条の規定により、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 （工事名称： 工事）
建物名称	
所在地	豊明市
補助事業者氏名	
不備の個所	
不備の内容	
不備の理由	

様式第17号（第19条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金確定通知書

年 月 日付 指令 第 号により交付の決定をした豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金については、提出された完了実績報告書を審査の結果、下記のように交付額を確定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 建築物耐震診断（ <input type="checkbox"/> 通行障害建築物） <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修 (工事名称： 工事)
建 物 名 称	
所 在 地	豊明市
補助事業者氏名	
補助金確定額	金 円
付記する条件	

注) 補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の確定通知を受けた年度終了後5年間保管すること。

様式第18号（第20条関係）

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金請求書

年 月 日

豊明市長 殿

補助事業者 住 所

氏 名

印

豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱第20条第1項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助事業の名称	
建 物 名 称	
補助金確定通知日及び番号	年 月 日付 指令 第 号
補助事業者氏名	

請 求 額	金	円
-------	---	---

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	
	預金の種類	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)
様式第4号 (第9条関係)
様式第5号 (第9条関係)
様式第6号 (第10条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第11条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第14条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第15条関係)
様式第14号 (第17条関係)
様式第15号 (第17条関係)
様式第16号 (第18条関係)
様式第17号 (第19条関係)
様式第18号 (第20条関係)